

2019（平成31）年度保育対策関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

(2018(平成30)年度予算) (2019(平成31)年度予算案)

13,165億円 → 16,351億円 【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】
1,051億円 → 1,146億円 【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 必要となる保育人材を確保するため、勤務経験にブランクのある潜在保育士の再就職支援を行うとともに、保育士・保育園支援センターにおいて潜在保育士等のニーズに合わせたきめ細かなマッチング支援を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 「医療的ケア児保育支援モデル事業」における医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定を支援
- 認可外保育施設について、保育の質の確保・向上を図るための支援や、認可保育園等への移行に向けた支援を実施
- 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善等を実施（内閣府予算）

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援等を実施する。

(1) 保育の受け皿拡大 83,980百万円 (88,917百万円)

① 保育園等の整備の推進 65,135百万円 (66,656百万円)
保育園等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

- ・ 保育園整備事業（※）
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）

- ・小規模保育整備事業（※）
- ・保育園等防音壁設置事業
- ・民有地マッチング事業

② 改修による保育園等の設置支援

13,905百万円（20,161百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

4,940百万円（2,100百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

【参考：平成30年度第二次補正予算案】

・保育園等の整備の推進

42,007百万円

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金等を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

（2）保育人材確保のための総合的な対策

12,414百万円（9,811百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することによる、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせたよりきめ細かなマッチングの実施、長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するために、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用等の補助など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、キャリアアップ研修や、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育人材確保対策

<新規資格取得支援>

- ・ 保育士資格取得支援事業
- ・ 保育士試験による資格取得支援事業
- ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・ 保育士試験追加実施支援事業

<就業継続支援>

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業
- ・ 保育補助者雇上強化事業
- ・ 保育体制強化事業
- ・ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・ 保育園等における業務集約化推進事業

<離職者の再就職支援>

- ・ 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ・ 潜在保育士再就職支援事業【新規】

<その他、市区町村において総合的な人材確保が可能な事業>

- ・ 保育人材就職支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ・ 保育士等キャリアアップ研修事業
- ・ 保育の質の向上のための研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

【参考：平成 30 年度第二次補正予算案】

- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実 1,474 百万円
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。
- ・ 保育園等における ICT 化推進事業 444 百万円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用を支援する。

(3) 多様な保育の充実

3,652百万円 (2,725百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

医療的ケアを必要とする子どもの受入れや、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための送迎、複数の家庭的保育事業所による一部の業務の共同実施等、多様なニーズに対応するための体制整備を図る。

① 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

保育園等における医療的ケアに従事する看護師等の配置や、保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援し、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進める。

また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定に必要な費用を補助する。

② 広域的保育園等利用事業

近隣に入所可能な保育園等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

また、事業の実施要件である「登録児童6人以上」の要件を撤廃するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育園が離れている家庭のほか、保護者による送迎が困難な家庭を対象とする。

③ 3歳児受入れ等連携支援事業

(ア) サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育園等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

(イ) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で実施するために必要な費用を補助する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等

を行う場合や、

- ・放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等

を行う場合に必要な経費の一部を補助する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けられることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業明けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ 認可を目指す認可外保育施設等への支援

認可保育園等への円滑な移行を支援するため、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

4,009百万円 (3,090百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

① 保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施のための補助を行う。

② 認可化移行調査・助言指導事業【拡充】

認可外保育施設の認可保育園等への円滑な移行を支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行う。

指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対しても、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言指導を行うことで、円滑に認可保育園等へ移行できるよう支援する。

【参考：平成30年度第二次補正予算案】

・ 保育園等における事故防止推進事業

252百万円

睡眠中の事故防止に資する機器の導入に必要な経費を補助する。

(5) 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

39,382百万円の内数 【新規】

保育対策総合支援事業費補助金

市町村の待機児童解消等の取組を支援するため都道府県が組織する待機児童対策協議会について、当該協議会に参加する自治体が、一定の要件を満たす場合に、より強力で待機児童対策に取り組めるよう支援を行う。

《支援策》

I 受け皿確保等

① 保育園等の整備

- ・ 保育園等改修費等支援事業の補助基準額の引上げ
- ・ 都市部における保育園への賃借料支援事業の拡充

② 保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開を担う職員の配置支援

II 保育人材の確保

○保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターにおける就職支援コーディネーターの追加配置
- ・保育人材就職支援事業でマッチングを実施している市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）の追加配置

Ⅲ 地方自治体からの提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する待機児童解消に向けた取組について、財政支援を行う

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

（１）子どものための教育・保育給付 1,106,927百万円（897,724百万円）

子どものための教育・保育給付交付担金（内閣府予算）

①施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

②地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

【主な充実の内容】

◇保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

◇幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

◇公定価格の見直し

2019年10月より、保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

(拡充内容)

- ・ チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が15年以上」を「職員の平均勤続年数が12年以上」に拡充する。
- ・ 栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置(0.7兆円メニュー)しているものを、非常勤職員に係る費用の措置(0.3兆円超メニューの一部)まで拡充する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

130,376百万円 (118,766百万円)

※子ども・子育て支援交付金(内閣府予算)

17,014百万円 (16,830百万円)

※子ども・子育て支援整備交付金(内閣府予算)

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業(保育コンシェルジュ等)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

○延長保育事業

就労形態の多様化等に伴う、通常の開所時間以外の保育ニーズに対応するため、開所時間を超えて保育を行うために必要な費用を補助する。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等における乳幼児の一時的な預かりに必要な費用を補助する。

○病児保育事業

保護者が就労している家庭において、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行うために必要な費用を補助する。

○その他(多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等)

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

202,006百万円 (170,113百万円)

年金特別会計子ども・子育て支援勘定

仕事・子育て両立支援事業費補助金(内閣府予算)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）6,829百万円（5,391百万円）

子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

・ 認可化移行運営費支援事業

認可外保育施設が認可保育園等への移行を目指すに当たって必要となる費用について財政支援を行う。

また、補助単価を公定価格の2/3相当から公定価格に準じた水準^(※)に引き上げるとともに、公定価格に準じた各種加算を創設するほか、保育士の配置割合に応じた補助区分について見直しを図る。

※ 保育士の配置割合に応じて一定の減額あり

・ 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

通常の教育時間の前後等に行う長時間の教育活動や3歳未満児の保育を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用について財政支援を行う。

(5) 幼児教育・保育の無償化の実施【一部再掲】

153,238百万円【新規】

子どものための教育・保育給付交付金（内閣府予算）

子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）等

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

3 その他の保育の推進

(1) 子育て支援員研修

369百万円（460百万円）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

471百万円の内数 (463百万円の内数)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

経済協力開発機構等拠出金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。